

# 大東市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

令和元年12月20日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市路上喫煙の防止に関する条例（令和元年条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(告示事項)

第2条 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 路上喫煙禁止区域の指定 指定した区域及び期日

(2) 路上喫煙禁止区域の指定の変更及び解除 指定を変更又は解除した区域及び期日

(命令)

第3条 条例第8条に規定する命令は、命令書（様式第1号）の交付により、現場で当該業務に従事する職員が行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第4条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書（様式第2号）により、その旨を告知するとともに、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、過料の処分を受ける者が、定められた期限までに弁明を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行うときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

命令書

第 号  
年 月 日

様

大東市長

あなたは、次のとおり路上喫煙禁止区域内で路上喫煙を行いました。

日 時	年 月 日	午前・午後	時	分頃
場 所				

これは、大東市路上喫煙の防止に関する条例第6条の規定に違反することから、同条例第7条の規定により、路上喫煙の中止を勧告しましたが、この勧告に従わなかったため、同条例第8条の規定により、勧告に従うよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第9条の規定により、\_\_\_\_\_円の過料が科されます。

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は、大東市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

告知書

第 号  
年 月 日

様

大東市長

あなたは、次のとおり路上喫煙禁止区域内で路上喫煙を行いました。

日 時	年 月 日	午前・午後	時	分頃
場 所				

これは、大東市路上喫煙の防止に関する条例第6条の規定に違反することから、同条例第8条の規定により、路上喫煙の中止の勧告に従うよう命令しましたが、この命令に従いませんでした。よって、同条例第9条の規定により、\_\_\_\_\_円の過料処分の対象となります。

この過料処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	<input type="checkbox"/> 弁明書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭
提出又は出頭期限	年 月 日
提出先又は出頭先	

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

過料処分決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大東市長

あなたは、次のとおり路上喫煙禁止区域内で路上喫煙を行いました。

日 時	年 月 日	午前・午後	時	分頃
場 所				

これは、大東市路上喫煙の防止に関する条例第6条の規定に違反することから、同条例第8条の規定により、路上喫煙の中止の勧告に従うよう命令しましたが、この命令に従いませんでした。

よって、大東市路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定により、\_\_\_\_\_円の過料を科すことを決定しましたので、大東市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は、大東市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。